

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 2 月 8 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県については、同月 14 日）から 3 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

(3) 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について(概要)

基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県（10都府県）とする（栃木県を除外）。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日（日）まで延長（従前：2月7日（日）まで）。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、**これまでの対策を継続・徹底**するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から**除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い**、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの**営業時間短縮要請の継続**（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）。
- テレワークによる出勤者数**7割削減を更に徹底**。
- **不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底**。
- **イベント開催制限**は、現行の取組（収容率1／2かつ5,000人以下）を継続。

【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における**高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画**の策定、**その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施**。高齢者施設等への**感染制御及び業務継続支援チームの派遣**等。
- **民間検査に関する環境整備**（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での**病床の確保**。地域の実情に応じた**転院支援の仕組み**の検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における**健康フォローアップ**の強化等。
- **職場における感染防止**のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。

改正の趣旨

- 1 「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定。
- 2 事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定。
- 3 感染症法において「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」と位置付け、所要の措置を講ずることができることとする。
- 4 宿泊療養及び自宅療養の要請について法律上の根拠を設ける。 等

改正の概要

1. 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（特措法）の一部改正

- ① 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定。【第31条の4～6まで、第80条関係】
- ② 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（30万円以下）を規定。【第45条、第79条関係】
- ③ 「まん延防止等重点措置」における要請及び緊急事態宣言中の要請に関する立入検査等、立入検査を拒否した場合等の過料（20万円以下）を規定。
【第72条、第80条関係】
- ④ 緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
【第31条の2関係】
- ⑤ 事業者及び地方公共団体に対する支援【第63条の2、第70条関係】
 - ・国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - ・国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑥ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。【第13条関係】

2. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）及び「検疫法」の一部改正

- ① 「新型コロナウイルス感染症」を「新型インフルエンザ等感染症」として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとする。
【第6条第7項関係】
- ② 国や地方自治体間の情報連携【第12条～第15条まで関係】
 - ・保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を規定。
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け【第44条の3、検疫法第16条の2関係】
 - ・新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設。
 - ・検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を規定。
- ④ 入院勧告・措置の見直し【第26条・第80条関係】
 - ・新型インフルエンザ等感染症・新感染症のうち厚生労働大臣が定めるものについて、入院勧告・措置の対象を限定することを明示。
 - ・入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定。
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保のため、新型インフルエンザ等感染症の患者等が質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合の過料（30万円以下）を規定。【第81条関係】
- ⑥ 緊急時、医療関係者・検査機関に協力を求められること、正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できることを規定。【第16条の2関係】 等